**千葉市建設工事等の前金払及び部分払に関する取扱要綱**

　　　**第１章　総　　則**

（趣旨）

第１条　この要綱は、千葉市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「建設工事等」という。）の適正かつ円滑な施工を図るため、前金払、中間前金払及び部分払について必要な事項を定めるものとする。

　　　**第２章　前 金 払**

（前金払の対象）

第２条　前金払の対象となる建設工事等は、次の各号に掲げるものとする。

（１）公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号。以下「保証事業法」という。）第５条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る建設工事のうち工事請負費で執行するものであって別に定める要件を備えるもの。

（２）保証事業会社の保証に係る建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「業務委託」という。）のうち委託料で執行するものであって別に定める要件を備えるもの。

（前金払の範囲及び割合）

第３条　前金払の範囲及び割合は別に定めるところによる。

（前金払の表示）

第４条　前金払の有無は、入札公告又は指名通知（随意契約にあっては見積通知）にこれを表示する。

（保証契約の締結）

第５条　前金払の対象となる建設工事等の受注者が前払金を請求するときは、保証事業会社と当該建設工事等の工期（会計年度が２年以上にわたる前金払の対象となる建設工事等（以下「継続事業」という。）にあっては各会計年度の契約期間、また、業務委託にあっては履行期間という。）を保証期間とする保証事業法第２条第５項に定める保証契約を締結しなければならない。

２　継続事業については、前会計年度末における請負代金又は委託料相当額が、前会計年度までの出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長しなければならない。

（前払金の請求）

第６条　前金払の対象となる建設工事等の受注者が前払金を請求するときは、公共工事等前払金申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。前払金の請求は、前条の規定に基づき締結した保証契約に係る保証証書に記載されている保証金額の範囲内において行うものとする。

２　受注者は前項に基づき請求する場合、同項の保証証書を市長に預け入れなければならない。

３　継続事業については、前会計年度末までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

（前払金の支払時期）

第７条　前払金の支払時期は、前条の請求を受けた日から１４日以内とする。

（前払金の追加）

第８条　前払金を支払った後、設計変更により請負代金額又は委託料（以下「契約金額」という。）を変更した結果、変更後の契約金額が当初の契約金額の１．５倍以上になる場合（継続事業にあっては当該会計年度における変更後の出来高予定額が当該会計年度の当初の出来高予定額の１．５倍以上になる場合）は、別に定めるところにより算定した額について追加払いを行うものとする。

２　前払金の追加払いを行う場合の申請、決定、保証契約の締結、請求及び支払時期については前３条の規定を準用する。

（前払金の返還）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は既に支払った前払金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）工事請負契約又は委託契約を解除したとき。

（２）保証事業会社が保証契約を解除したとき。

（３）設計変更により当初の契約金額を下回る場合であって、変更後の契約金額の２分の１の額が当初の前払金の額を下回るとき。（継続事業にあっては当該会計年度における変更後の出来高予定額の２分の１の額が当該会計年度における当初の前払金の額を下回るとき。）

（前払金の使途）

第１０条　前払金は別に定める経費以外に使用してはならない。

　　　**第３章　中 間 前 金 払**

（中間前金払の対象）

第１１条　第３条の規定による範囲内で既に支出した前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の対象となる建設工事は、保証事業会社の保証に係る建設工事のうち工事請負費で執行するものであって別に定める要件を備えるものとする。

（中間前金払の要件）

第１２条　中間前金払は、次の各号の要件をすべて満たしている場合に支出することができる。

（１）工期が２分の１（継続事業にあっては当該会計年度の工事実施期間の２分の１）を経過していること。

（２）工程表により工期の２分の１（継続事業にあっては当該会計年度の建設工事の実施期間の２分の１）を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。

（３）既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の２分の１（継続事業にあっては当該会計年度の出来高予定額の２分の１）以上の額に相当するものであること。

（中間前金払の範囲及び割合）

第１３条　中間前金払の範囲及び割合は別に定めるところによる。

（中間前金払の表示）

第１４条　中間前金払の有無は、入札公告又は千葉市契約課のホームページにこれを表示する。

（中間前金払と部分払の選択）

第１５条　中間前金払及び部分払の双方が対象となる建設工事の受注者は、契約締結時に中間前金払と部分払のいずれかを選択することとし、中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。なお、その選択については、その後において変更することはできないものとする。

２　中間前金払をした建設工事については、部分払（継続事業にあっては当該会計年度末における部分払を除く。）は行わないものとする。なお、前項の規定に基づき中間前金払を選択した継続事業にあっては、第１２条に規定する要件のすべてを満たさない会計年度は、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については、部分払を行うことができるものとする。

（中間前金払に係る認定）

第１６条　中間前金払の対象となる建設工事の受注者は、中間前払金を請求しようとするときは、第１２条に規定する要件のすべてに該当するものであるかどうかを認定するため、中間前金払に係る認定請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の請求書が提出され認定するときは、認定調書（様式第４号）を２部作成し、１部を受注者に交付し、他の１部を保管するものとする。

（保証契約の締結）

第１７条　中間前金払の対象となる建設工事の受注者が中間前払金を請求するときは、保証事業会社と当該建設工事の工期（継続事業にあっては各会計年度の契約期間）を保証期間とする保証事業法第２条第５項に定める保証契約を締結しなければならない。

（中間前払金の請求）

第１８条　中間前金払の対象となる建設工事の受注者が中間前払金を請求するときは、公共工事等前払金申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。中間前払金の請求は、前条の規定に基づき締結した保証契約に係る保証証書に記載されている保証金額の範囲内において行うものとする。

２　中間前金払の対象となる建設工事の受注者は前項に基づき請求する場合、同項の保証証書を市長に預け入れなければならない。

（中間前払金の支払時期）

第１９条　中間前払金の支払時期は、前条の請求を受けた日から１４日以内とする。

（中間前払金の追加）

第２０条　中間前払金を支払った後、設計変更により請負代金額を変更した結果、変更後の請負代金額が当初の請負代金額の１．５倍以上になる場合（継続事業にあっては当該会計年度における変更後の出来高予定額が当該会計年度の当初の出来高予定額の１．５倍以上になる場合）は、別に定めるところにより算定した額について追加払いを行うものとする。

２　中間前払金の追加払いを行う場合の認定、申請、決定、保証契約の締結、請求及び支払時期については第１６条から前条までの規定を準用する。

（中間前払金の返還）

第２１条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は既に支払った中間前払金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）工事請負契約を解除したとき。

（２）保証事業会社が保証契約を解除したとき。

（３）設計変更により当初の請負代金額を下回る場合であって、変更後の請負代金額の１０分の６の額が当初の前払金及び中間前払金の合計額を下回るとき。（継続事業にあっては当該会計年度における変更後の出来高予定額の１０分の６の額が当該会計年度における当初の前払金の額を下回るとき。）

（中間前払金の使途）

第２２条　中間前払金は別に定める経費以外に使用してはならない。

　　　**第４章　部 分 払**

（部分払の対象）

第２３条　部分払の対象となる建設工事は、工事請負費で執行する建設工事で、別に定める要件を備えるものとする。

（部分払の範囲等）

第２４条　部分払の範囲は、検査に合格した既済部分とする。

２　前項の既済部分とは、次の各号に掲げるものを除き工事出来形部分並びに現場に搬入した工事材料及び工場で製造済の製品（設計図書で部分払の対象とすることを指定したもので、検査を要するものについては当該検査に合格したものに限る。）とする。

（１）既納検査済材料の価格が僅少のもの。

（２）部分払を受ける目的で多量に搬入したと認められる材料。

（３）既納検査済材料のうち容易に他に移動できると認められるもの。

（部分払の最高限度）

第２５条　部分払は、既済部分（内訳明細書の単価に基づいて計算したもの。）に対する請負代金相当額の１０分の９を越えない範囲とする。

（部分払の回数）

第２６条　部分払の回数は別に定めるところによる。ただし、市の都合により建設工事を一時中止したときはこの限りではない。

（部分払金額の算式）

第２７条　部分払金額は次の算式により算定する

　部分払金 ≦ 既済部分に対する請負代金相当額 ×（9/10－前払金額／請負金額額）

２　部分払が２回以上ある場合の２回目以降の部分払金額は第１項の算式で得た金額から前回までの部分払金額を差引いた金額とする。

３　前２項の規定にかかわらず継続事業に係る各会計年度における部分払金額は、次の算式により算定する。

（１）前払金の支払を受けている場合

部分払金≦ 既済部分に対する請負代金相当額×9/10－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－｛既済部分に対する請負代金相当額－（前年度までの出来高予定額＋出来高超過額）｝× 当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

（２）前払金及び中間前払金の支払を受けている場合

部分払金≦既済部分に対する請負代金相当額×9/10－前会計年度までの支払金額－（既済部分に対する請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額）×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額

（部分払の表示）

第２８条　部分払の有無は、入札公告又は入札通知（随意契約にあっては見積通知）にこれを表示する。

（部分払金の請求）

第２９条　受注者は、部分払金を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る建設工事の出来形部分について工事一部履行届により、市長の承認を受けなければならない。

２　前項の届け出があったときは、市長は遅滞なくその内容を審査し工事（完成・出来形）認定書により結果を受注者に通知するものとする。

３　請求は、前項に規定する工事（完成・出来形）認定書に基づき算定された確認通知額により行うものとする。

（部分払金の支払期限）

第３０条　部分払金の支払時期は、前条第３項の請求を受けた日から１４日以内とする。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、昭和６１年９月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の千葉市公共工事の前金払及び部分払に関する取扱い要綱の規定は、昭和６１年９月１日以後に発注する公共工事から適用し、同日前に発注した公共工事については、なお従前の例による。

　　　附　則

　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以降に、入札公告又は指名（見積）通知を行う対象工事に適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以降に、入札公告又は指名（見積）通知を行う建設工事等に適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

なお、従前の様式についても当分の間、使用できるものとする。

様式第１号

**公共工事等前払金申請書**

年　　　月　　　日

（あて先）千葉市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体

（特定建設工事共同企業体の場合）

受注者　所在地又は住所

商号又は名称

代表者（受任者）職氏名

**一金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円**

下記の請負(委託)契約に対する公共工事等前払金として頭書の金額をお支払いくださるよう申請いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工事(委託) 名 |  |
| 工事(委託)場所 |  |
| 請負代金額（委託料） |  |
| □　前払金額（申請する場合は、□をチェックすること。） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　　　　　　　（請負代金額（委託料）の　　　　％以内） |
| □　中間前払金額（申請する場合は、□をチェックすること。） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　　　　　　　（請負代金額の　　　　％以内） |
| 工　　　期（履行期間） | 年　　月　　日　から　　　　　　年　　月　　日　まで |
| 保証期間 | 年　　月　　日　から　　　　　　年　　月　　日　まで |
| ※　前払金額または中間前払金額のどちらかにチェックを入れること。特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のすべてが記名のこと。 |
| 受付年月日 | 年　　月　　日 |

※添付書類　　　保証証書、請求書

なお、継続事業に係る契約の特則がある場合において、契約会計年度の翌年度以降に前払金を請求するとき（ただし、出来形検査により前会計年度末までの出来高予定額に達していることを確認した場合を除く）

工事履行報告書、工程表、全景写真

様式第２号

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年　　　月　　　日

（あて先）千　葉　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体

（特定建設工事共同企業体の場合）

受注者　　所在地又は住所

商号又は名称

代表者（受任者）職氏名

下記に掲げる工事については、（　　中間前金払　　・　　部分払　　）を選択したいので、届け出ます。

記

１　工　事　名　　 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　工事場所　　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　請負代金額　 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　工　　　期　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日から　　　　　　年　　　　月　　　　日まで

（注）

１　契約締結前に中間前金払と部分払のどちらか一方を選択し、届け出てください。

なお、契約締結後に当初の選択を変更することはできないものとする。

２　特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のすべてが記名すること。

※　中間前金払を選択した場合は部分払金の請求はできません。（ただし、継続事業にあっては当該会計年度末において、部分払をすることができます。）また、部分払を選択した場合には中間前払金の請求はできません。

様式第３号

認　　定　　請　　求　　書

　　年　　　月　　　日

（あて先）　千　葉　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体

（特定建設工事共同企業体の場合）

受注者　　所在地又は住所

商号又は名称

代表者（受任者）職氏名

下記の工事について、中間前払金の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 契約年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 工期 | 年　　　　月　　　　日から年　　　　月　　　　日まで |
| 請負代金額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 摘要 |  |

（注）

１　特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のすべてが記名すること。

2　添付書類　（工事履行報告書、工程表、全景写真）

様式第４号

認　　定　　調　　書

|  |  |
| --- | --- |
| 受　　注　　者 |  |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 契約年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 工期 | 年　　　　月　　　　日から年　　　　月　　　　日まで |
| 請負代金額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 摘要 | 　　　　　　　　　　　　　　 |
| 下記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。　　年　　　月　　　日　　千　　葉　　市　　長　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　局　　　　　　部　　　　　　課）　　　　　　 |

（注）「摘要」欄には参考までに下記の状況を記載すること。

１　予定工程どおりの進捗状況であるか。

２　工期の２分の１を経過しているか。

３　出来高が５０％以上であるか。